太陽光発電設備設置事業(オフサイト PPA 方式)プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は、太陽光発電設備設置事業(オフサイト PPA 方式)を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

- (1) 事業の名称 太陽光発電設備設置事業 (オフサイト PPA 方式)
- (2) 事業の目的

本市は、国の脱炭素先行地域に選定され、2030年(令和12年)までの民生部門における電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、再生可能エネルギーの導入などに取り組んでいる。

この具体的な取組の一つとして、事業者負担で太陽光発電設備の設置・運営を行い、市等が再生可能エネルギー電気を購入する仕組み(以下「PPA」という。)を活用するものである。

(3) 事業の内容

本事業を実施する事業者として決定を受けた者(以下「事業者」という。)は、次の(4)の 太陽光発電設置箇所に太陽光発電設備を設置し、発電された電気を小売電気事業者を通じて、 市公共施設等に供給する。

市は、会津若松市脱炭素先行地域における市公共施設への市産再生可能エネルギー100%の電力供給を行う再生可能エネルギー発電設備等の設置導入補助金交付要綱に定める補助金を同要綱の定めるところにより交付する(交付率2/3)。補助金額相当分は、供給を受けた市公共施設等の電気料金から控除される。

詳細は、太陽光発電設備設置事業(オフサイト PPA 方式)要求水準書のとおり

(参考)

PPA 方式とは…

- ・太陽光発電設備を事業者の費用により設置し、所有・維持管理した上で、発電 した電気を市等に供給する。
- ・市等は、使用した電気料金を小売電気事業者に支払う。
- ⇒国補助金の活用により、市公共施設等への再生可能エネルギーの導入、電気料 金の負担軽減、さらには地域内経済循環の推進を図る。
- (4) 太陽光発電設備設置箇所

ア 本市公共施設(オフサイト方式) 会津若松市役所本庁舎駐輪場雁木

イ 本市内の民有地(オフサイト方式) 事業者が当該民有地を選定

(5) 事業期間等

ア 期間

最長20年間

イ 太陽光発電設備の設置、発電開始等

原則として、令和7年12月31日までに設備を導入すること。

また、設備の運転は、令和8年4月1日までに開始するものとする。ただし、行政許認可調整、資材納期、国庫補助事業等の理由により、設備の導入時期を変更する場合には、可能な限り早期に運転開始できるように、市と事業者で協議のうえ、導入時期及び運転開始日を決定する。

(6) 事業リスクへの対応

事業期間中に想定される主なリスクと責任分担については、別紙2「リスク分担表」を基本とする。これに定めがないものについては、協議により決定する。

(7) 担当課

会津若松市市民部環境共生課環境グループ

所在地: 〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

TEL: 0242-23-4700 FAX: 0242-29-1618

メールアドレス: kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

3 公募条件

- (1) 本市公共施設(オフサイト方式)
 - ア 施設利用条件
 - (ア) 利用形態

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項及び会津若松市財務規則(平成5年規則第12号)第217条に基づく行政財産の使用許可を取得するものとする。

(イ) 利用範囲

利用範囲は、会津若松市役所本庁舎駐輪場雁木(以下「駐輪場」という。)の屋根部分の範囲とする。なお、東北電力系統への接続が必要である。このため、範囲外に電柱等を設置する場合には、市と協議のうえ、別途利用部分の使用許可を受けることとし、所定の使用料を支払う必要がある。

(ウ) 用途指定

太陽光発電設備の設置及び運営の用途のみに使用するものとし、その他の目的のために使用してはならない。

(エ) 使用許可期間

駐輪場の屋根等の部分に係る行政財産の使用許可の期間は、太陽光発電設備の発電事業期間並びに設置工事及び撤去工事に係る期間を併せた事業期間とし、最長20年間とする。なお、使用許可申請の手続については、毎年度行わなければならない。

(才) 使用料

駐輪場の屋根等の部分に係る行政財産使用料については、会津若松市行政財産使用料 条例に基づく使用料を支払うものとする。

(カ) その他

事業者は、太陽光発電設備に必要な維持管理を適切に行う。

イの費用負担等

応募書類提出に係る費用、電気事業者との接続検討調査料・接続に要する費用、太陽光発電設備の設計・材料の調達・発電設備設置工事等に要する費用、各種手続きに要する費用、太陽光発電設備の維持管理費用、太陽光発電設備の撤去に要する費用、提案変更に伴う増加費用等の一切の費用は、事業者の負担とする。

ウ 事業終了後の設備の取扱い

事業期間が終了した場合には、事業者の負担と責任において、太陽光発電設備等を撤去 し、原状回復を行う。なお、具体的な取扱いについては、事業期間終了2年前を目安に市 と協議のうえ決定すること。

エ 太陽光発電設備の仕様

発電設備の定格出力は、15kW以上とする。それ以外の詳細な水準及び条件は、要求水準書に示すとおりとする。

- オ 市が行う施設工事等への対応
 - (ア) 市が行う駐輪場の維持管理、改修工事及び設備点検等の際に、一時的に太陽光発電設備の日射を遮る必要が生じた場合や発電の停止が生じた場合においても、市の負担はないものとする。
 - (イ) (ア) の取扱いは、市以外の業者等が行う作業等の場合も同様とする。
- カ 設置用地、周辺住民等への配慮等
 - (ア)設置及び撤去工事を行う際には、施設管理者その他関係者と協議のうえ、既存施設、 周辺住民等に支障を来たさないよう配慮すること。
- (イ)設置及び撤去工事や維持管理を行う際には、市の維持管理や他の事業等に影響を及ぼ さないように協力すること。
- キ 発電電力の活用方法

事業者は、本事業で発電した電力を市等が別に契約する小売電気事業者(以下「小売電気事業者」という。)を通じ、脱炭素先行地域の指定エリア内の市公共施設等(以下「公共施設等」という。)に供給すること。公共施設等で消費する電力単価は、本プロポーザルによる事業者決定後、小売電気事業者と市等で契約締結し、決定することとする。

(余剰分電力の利用)

公共施設等で利用する電力を超える余剰分電力については、脱炭素先行地域の指定エリア外の市公共施設等(以下「エリア外の公共施設等」という。)にて利用する。

エリア外の公共施設等で利用する電気は、再生可能エネルギー電気とし、必ずしも託送 供給契約によることを要しない。事業者にて実現可能な提案とすること。

また、託送供給によらない場合の環境価値については、公共施設由来とする提案である ことが望ましいが、必ずしもこれに限定しない。環境価値についてもどのような環境価値 となるか説明すること。

ク 日射量の減少等のリスク負担

電気設備の保守点検で生じた損害について、市は一切の責任を負わない。

太陽光発電設備の故障や劣化、気候変動による日射量の減少、日照時間想定を下回った場合等のリスクについては、事業者が負うこと。

ケ 公租公課

太陽光発電施設に賦課される公租公課は、事業者の負担とする。

コ 関係法令等の遵守

本要項及び要求水準書に基づくほか、関係する法令を遵守し、規格及び標準に準拠したものであること。

(2) 本市内の民有地(オフサイト方式)

ア 利用条件

(ア) 利用形態

太陽光発電設備を設置する箇所について、事業者は、民有地所有者等との契約等により確保することとする。なお、本市の脱炭素先行地域外に設置する場合については、市及び国との協議したうえ、計画変更の手続きが必要になるものとする。

(イ) 用途指定

事業者は、太陽光発電設備を設置する箇所について、太陽光発電設備の設置及び運営の用途のみに使用するものとし、その他の目的のために使用しないこととする。

また、事業者は、太陽光発電設備を設置する箇所について、太陽光発電設備の維持管理に必要な範囲で管理を行う。

(ウ) 利用期間

太陽光発電設備の発電事業期間並びに設置工事及び撤去工事に係る期間を併せた事業期間とし、最長20年間とする。

また、電力供給にあたっては、市が別に契約する小売電気事業者を通じ、市公共施設等へ供給することとする。

イ 費用負担等

応募書類提出に係る費用、電気事業者との接続検討調査料・接続に要する費用、太陽光発電設備の設計・材料の調達・工事等の発電設備設置に要する費用、土地造成に要する費用、各種手続きに要する費用、太陽光発電設備の維持管理費用、太陽光発電設備の撤去に要する費用、提案変更に伴う増加費用等の一切の費用は、事業者の負担とする。

ウ 事業終了後の設備の取扱い

事業期間が終了した後の設備の取り扱いについては、民有地所有者等と協議して定めること。

エ 太陽光発電設備の仕様

発電設備の定格出力は、735kW以上1,000kW未満とする。なお、詳細な仕様及び条件は、 要求水準書に示すとおりとする。

オ 設置用地、周辺住民等への配慮等

設置及び撤去工事、維持管理等を行う際には、民有地所有者その他関係者と協議のうえ、 既存用地、周辺住民等に支障を来たさないよう配慮すること。また、周辺住民との調整・ 折衝等は、事業者が行うこと。

カ 発電電力の活用方法

事業者は、本事業で発電した電力を小売電気事業者を通じ、公共施設等に供給すること。 公共施設等で消費する電力単価は、本プロポーザルによる事業者決定後、小売電気事業者 と市等で契約締結し、決定することとする。

(余剰分電力の利用)

公共施設等で利用する電力を超える余剰分電力については、エリア外の公共施設等にて 利用する。

エリア外の公共施設等で利用する電気は、再生可能エネルギー電気とし、必ずしも託送 供給契約によることを要しない。事業者にて実現可能な提案とすること。

また、託送供給によらない場合の環境価値については、公共施設由来とする提案である

ことが望ましいが、必ずしもこれに限定しない。環境価値についてもどのような環境価値となるか説明すること。

キ 日射量の減少等のリスク負担

電気設備の保守点検で生じた損害について、市は一切の責任を負わない。

太陽光発電設備の故障や劣化、気候変動による日射量の減少、日照時間想定を下回った場合等のリスクについては、事業者が負うこと。

ク 公租公課

太陽光発電施設に賦課される公租公課は、事業者の負担とする。

ケ 関係法令等の遵守

本要項及び要求水準書に基づくほか、関係する法令を遵守し、規格及び標準に準拠したものであること。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加意向申出書の提出期限の日から協定締結までの間、継続して、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程(平成16年会津若松市告示第90号) 第5条の規定に基づき作成した名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会津若松市入札参加停止等措置基準(平成25年3月22日決裁)に基づく入札参加停止措置 期間中でないこと。
- (4) プロポーザルに参加する他の者と資本関係(親会社・子会社の関係等)又は人的関係(取締役等の兼務)がないこと。
- (5) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱(平成19年12月14日決裁)に定める 排除措置対象者でないこと。
- (6) 会津エネルギーアライアンスに加盟又は加盟申込みをしていること。ただし、参加意向申出書の提出時において、加盟申込みの段階である者は協定締結までの間に加盟していることを求める。
- (7) 事業を円滑に遂行できる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この要項において求める要件を満たしていること。

5 スケジュール(予定)

項目	日程
公募開始(公告日)	令和7年8月6日(水)
入札参加資格登録	令和7年8月6日(水)~8月20日(水)
現地見学会の申込み	令和7年8月6日(水)~8月13日(水)
現地見学会	令和7年8月21日(木)~8月25日(月)
質問書の受付期限	令和7年8月26日(火)17時まで
参加意向申出書の提出期限	令和7年9月1日(月)17時まで
参加資格確認の通知	令和7年9月4日(木)
企画提案書の差出期限日	令和7年9月8日(月)
企画提案書の配達指定日	令和7年9月11日(木)
選考委員会(プレゼンテーション・ヒアリング)の開催	令和7年9月24日(水)
選考結果の通知	令和7年9月下旬
協定締結	令和7年10月上旬

6 募集要項等の入手方法

募集要項、要求水準書、各種様式等については、会津若松市ホームページからのダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配布は行わない。 (掲載場所) トップページ>事業者の方へ>分野別(入札情報)>各分野のページ(発注情報・契約情報 (契約検査課以外))

7 質問の受付及び回答

募集要項、要求水準書等に関する質問の受付及び回答は、次のとおり行う。

(1) 提出期限

令和7年8月26日(火)17時必着

(2) 提出先

2の(7)記載の担当課

(3) 提出方法

質問書(第2号様式)によりFAX、郵送又は電子メール(様式添付)で提出すること。 FAX、電子メールの場合は、送付後、(2)の提出先あてに確認の電話をすること。なお、 直接窓口に持参した場合は、受理しない。

(4) 回答

質問書に対する回答は、提出者あてにFAX又は電子メールにより随時回答するとともに、 会津若松市ホームページに掲載する。なお、要求水準書等に関する回答は、要求水準書等記 載事項の追加又は修正とみなす。

8 参加意向申出書の提出等

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加意向を申し出ること。 なお、12に定めるプレゼンテーション及びヒアリングの順番は、参加意向申出書の申込順と する。

(1) 提出期限

令和7年9月1日(月)17時必着

(2) 提出先

2の(7)記載の担当課

(3) 提出方法

参加意向申出書(第3号様式)を上記(2)あて、FAX、郵送又は電子メール(様式添付)により提出すること。FAX、電子メールの場合は、送付後、2(7)の担当課へ確認の電話を行うこと。なお、直接持参した場合は、受理しない。

(4) 辞退方法

参加意向申出書を提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに辞退届(第4号様式)をFAX、郵送、電子メール又は持参により提出すること。

9 企画提案書の提出等

企画提案書は、8に定める参加意向申出を行い、参加資格の確認の通知を受けた者のみ、提 出できるものとし、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

簡易書留郵便又は一般書留郵便の「配達日指定郵便」により、(2)に示す配達指定日に会津 若松市役所に到着するよう郵送すること。直接環境共生課へ持参した場合は、受理せず失格 とする。

- (2) 配達指定日 令和7年9月11日(木)
- (3) 郵便局窓口差出開始日 令和7年9月1日(月)
- (4) 郵便局窓口差出期限日 令和7年9月8日(月)
 - ※ 配達日指定郵便は、郵送できる期間が限られているため、差し出す予定の郵便局で事 前に期日の確認を必ず行うこと。
- (5) 郵送先(郵便宛名として、封筒に記載すること) 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 会津若松市役所 環境共生課 行 「太陽光発電設備設置事業(オフサイトPPA方式)プロポーザル提案書等 在中」
- (6) 留意事項

直接環境共生課に持参された企画提案書、簡易書留又は一般書留の配達日指定郵便以外の 方法で郵送された企画提案書、上記(2)の配達指定日以外の日に到着した企画提案書は、郵便 事情等の理由の如何を問わず失格とする。

(7) 提出書類

(様式1) 提案者概要書 (A4 1ページ)

- (様式2-1)表紙(正本用)(A4_1ページ)※押印省略可
- (様式2-2)表紙(副本用) (A4 1ページ)※押印省略可
- (様式3)類似事業の実績 (A4 1ページ)
- (様式4) 設備方針書 (A4_2ページ以内)
- (様式5) 運営方針書 (A4_5ページ以内)
- (様式6) 地域貢献提案書 (A4_1ページ)
- (様式7) 価格提案書 (A4 1ページ)
- (様式8) 事業予定地一覧 (A4 1ページ)
- (8) 提出部数
 - ・ (様式1) は1部提出すること。
 - ・(様式2-1)、(様式3)から(様式8)までにより、正本1部を作成し提出すること。 正本は、表紙からページ番号を付して、左綴じ(ホチキス2点止め)で1冊にまとめること。
 - ・(様式2-2)、(様式3)から(様式8)までにより、副本9部を作成し提出すること。 <u>副本には、提案者を判別できる社名、文字、ロゴ等は記載しないこと。</u>副本は、表紙から ページ番号を付して、左綴じ(ホチキス2点止め)でそれぞれ1冊にまとめること。なお、 副本の実施体制書、類似業務受託実績等において、従事者の氏名、所属、役職等が記載さ れることは問題ない。
- (9) 企画提案書作成上の注意点
 - ア 企画提案書(別紙様式1~8)は、A4判縦置き・片面横書き、文字は10.5ポイント以上(図表・写真等中の文字は除く。)とし、左綴じで1冊にまとめること。
 - イ 企画提案書中に図表、写真等を用いる場合は、文字等が十分に判読できるように配慮す ること。
 - ウ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量 法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ること。
 - エ 企画提案書に未提出部分や記載漏れ、規定のページ数を超えたものがあった場合、当該 項目の得点を0点とする。
- (10) 企画提案書の取扱い等
 - ア 企画提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書について書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
 - ウ 提出された企画提案書は、返却しない。
 - エ 企画提案書は、審査以外に作成者に無断で使用しない。ただし、会津若松市情報公開条 例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

10 企画提案書の記載留意事項

企画提案書の作成に当たっては、次の(1)から(2)までの内容に留意しながら作成すること。 なお、検討にあたっては、要求水準書のほか、デマンドデータ、単線結線図等の資料を参考 に検討すること。

- (1) 実施方針
 - ア 事業実施方針
 - (ア) 事業方針

事業方針について簡潔に記載すること。

(イ) 事業実施体制図

事業を担当する要員について、施工担当、維持管理担当など本事業に必要な有資格者 を資格証書の写しとともに資格者届を届け出ること。

併せて、故障や緊急時の対応体制図も記載すること。

- (ウ) 全体スキーム図
 - 本事業の事業スキームについて、分かりやすく記載すること。
- (エ) 余剰分電力の取扱い

余剰分電力のエリア外の公共施設等での利用に係る技術提案について、環境価値も含めて記載すること。

- イ 事業計画スケジュール
- (ア) 事業全体の長期スケジュール

事業候補者決定後から設備の撤去まで記載すること。

(イ)発電開始までの短期スケジュール

事業候補者決定後から発電開始までの計画について記載すること。

ウ 導入設備仕様

- (ア)システム構成図
- (イ) 太陽光発電設備

次について記載すること。

- · 予定設置量(太陽光発電設備定格出力(kW)) 太陽光パネル出力(1枚あたり出力及び設置枚数)、パワーコンディショナー出力 (1台あたり出力及び台数)
- · 設置予定場所(設備配置図)
- ・機器仕様(メーカー、型式、出力規模、枚数・台数等)

太陽光発電設備の発電出力は、オフサイトにおいて本市公共施設は 15kW 以上、本市内 の民有地は735kW以上1,000kW未満とすること。

エ 電力シミュレーション

年間及び月毎の発電計画等について記載すること。

- オ 想定発電量、自家消費量及び温室効果ガス排出削減量
 - (ア) 想定発電量等
 - ・設備設置容量及び想定発電量を記載すること。
 - (イ)温室効果ガス排出削減量

1年間の総量を算出すること。

なお、電力の二酸化炭素排出係数は、0.385kg-C02/kWh を使用すること。

運転計画

運転期間における維持管理等の計画(法令点検、日常点検、設備改修計画、遠隔監視シ ステムなど)、スケジュール等について記載すること。

キ 事業収支計画

工事費、維持管理費等を含めた事業費総額、売電収入、補助金の活用等、資金調達を含め た事業期間(最長20年間)の事業収支計画を作成すること。事業収支計画においては、電 気事業者との接続に要する費用、太陽光発電設備の設置に要する費用、各種手続きに要する 費用、太陽光発電設備の維持管理費用、太陽光発電設備の撤去廃棄に要する費用などについて、算定の考え方及び金額を記載すること。なお、補助金の活用を検討する場合には、検討 をしている補助金の概要及び補助金の活用を前提とした事業収支計画も併せて作成すること。

周辺環境への配慮

周辺住宅への光害(反射光の影響)の可能性について検討すること。

ケ 事業中のリスク対策

損害保険の適用範囲、その他のリスク対策等について記載すること。

また、万が一事業者が倒産した場合等の設備を撤去する方策(第三者機関での撤去費用 の積立て、履行保証保険への加入等)についても記載すること。

コ 地域貢献

本事業を活用した地域貢献に係る計画があれば、提案を可能とする。

- (2) 小売電気事業者への売電価格
 - ア 小売電気事業者への売電価格を掲載すること。
 - (ア)単価については、小数点第2位で記載すること。

11 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提案書が配達指定日以外の日に到着した場合
- (2) 提案書が簡易書留郵便又は一般書留郵便の「配達日指定郵便」以外の方法で郵送された場 合その他募集要項等において指定した方法以外の方法で提出された場合(軽微と認められ る誤りを除く。)
- 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5)
- 委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合 市職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合 前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると認められる不正な行為を行った場合
- その他募集要項等に定める条件(軽微なものを除く。)に違反したと認められる場合

12 事業候補者の選定

(1) 選定主体

「太陽光発電設備設置事業(オフサイト PPA 方式)プロポーザル選考委員会」が評価を行

- うものとし、評価に当たっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。 プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、8に定める参加意向申出書の申込順とする。
- (2) 評価基準及び配点

別に定める太陽光発電設備設置事業(オフサイト PPA 方式)プロポーザル評価基準のとおり。

(3) 選考委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングの実施

ア 開催予定

令和7年9月24日(水)

※集合時間その他詳細は後日改めて通知する。また、参加者数により日程を調整する場合がある。

イ 場所

会津若松市役所 環境共生課 大会議室 (予定)

ウ 出席者

プロポーザル参加者側の出席者は1事業者あたり2名以内とする。

工 説明時間

各プロポーザル参加者1事業者あたり20分以内とする(質疑応答時間は別途)。

才 資料配布等

選考委員会では、事前に提出した企画提案書に基づく説明を行い、追加資料の配布や投 影は禁止する。

13 結果の通知及び公表

審査において選定された受託候補者名について、提案者全員にFAXで通知する。また、協 定締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。

なお、本プロポーザルの審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

14 協定手続等

本事業の内容については、市と事業候補者と要求水準書及び事業候補者が提出した提案書を踏まえ、協議を行って定めるものとする。事業候補者との協議が整わなかった場合や事業候補者が協定の締結を辞退した場合は、選考における評価が次点であった者と協議を行うものとする。

また、市は、選定された事業候補者と本事業に係る基本的な事項を定めた協定書及び各種契約の締結に向けた協議を行う。市と事業候補者は協定書を締結した後、協定書や会津若松市財務規則等に基づき、PPA事業実施に必要な各種契約を締結する。なお、市と事業候補者が協議し、一部内容の変更をすることがある。また、事業候補者の提案内容が、募集要項及び要求水準書で明示している条件等を満たしていないと市が判断した場合には、事業候補者の決定を取り消すものとする。

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 提案者が1者しかいない場合においても、提案書及びヒアリングにより、選定を行う。
- (4) 会津若松市の入札参加資格者名簿に登録している事業者にあっては、**委任先を設けている** 場合には委任先の代表者名で全ての書類作成を行うこと。
- (5) 本事業の受託者は、事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ市の承認を受けること。ただし、原則として再委託に係る経費の合計が事業費総額の50%以上の再委託は認めない。
- (6) 本件プロポーザルに関して、天災地変があった場合、プロポーザル参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、プロポーザルを公正に執行できないと判断されるときは、プロポーザルを延期または中止することがある。その場合における損害は、参加予定者の負担とする。

16 現地見学会

駐輪場の現地見学について以下のとおり開催する。なお、参加は任意とする。参加を希望する者は、次のとおり申し込むこと。

(1) 実施日(予定)

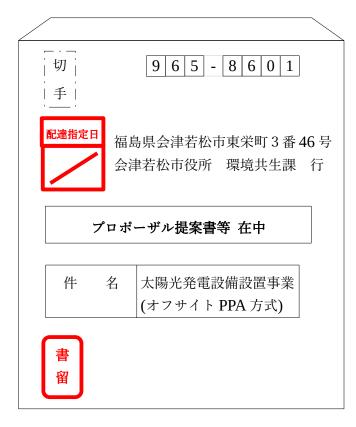
令和7年8月21日(木)から同年8月25日(月)まで(土日を除く)の間で協議のうえ 決定する。

なお、時間帯については9時から12時又は13時から16時の間とする。

- (2) 参加申込期限
 - 令和7年8月13日(水)17時まで
- (3) 申込先
 - 2(7)の担当課
- (4) 申込方法
 - (別紙) 現地見学参加申込書兼誓約書をFAXまたは電子メールにより提出すること。 また、送付後には2(7)の担当課あてに確認の電話をすること。
- (5) 見学内容の概要(予定)
 - ・駐輪場の太陽光発電設備の設置予定箇所の案内
 - ・詳細は参加申込者に対し別途通知する。
- (6) 留意事項
 - ア 参加人数は、必要最小限とすること。
 - イ 現地への移動手段は、参加者各自で手配すること。
 - ウ 見学時間は(別紙)現地見学参加申込書兼誓約書に記載された希望時間を参考に、会津 若松市環境共生課が指定する時間で実施するものとする。
 - エ 見学会当日、現地での質疑応答は行わない。 質問がある場合は、「7 質問の受付及び回答 (3) 提出方法」に記載のある方法により提出すること。質問に対する回答は、「7 質問の受付及び回答 (4) 回答」の方法により行う。

提案書提出用封筒(配達日指定郵便)の作成方法(例示)

(表)



【市指定サイズ】

角 2 封筒 (縦 332 mm、横 240 mm) 【必須記載事項】

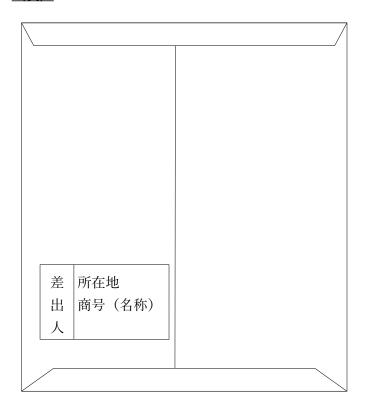
表 面

①宛先…〒 965-8601

福島県会津若松市東栄町3番46号 会津若松市役所 環境共生課 行

- ②「プロポーザル提案書等 在中」の記載
- ③件名:事業名を記入してください。 ※誤字、脱字にご注意ください。
- ④郵便局備え付けの配達日指定シールに、公 告等で示す配達指定日を記載し、封筒に貼 り付けてください。
- ⑤<u>一般書留又は簡易書留の配達日指定郵便</u>に より郵送してください。

(裏)



裏 面

所在地、商号(名称)を記入してください。